批判的合理主義研究

# Studies in Critical Rationalism

*2023*

*Vol. 14, No. 2*

日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

(2023 年 12 月号)

CONTENTS

**<第 33 回年次研究大会自由論題発表報告>**

ポパーは境界設定問題に答える事で何を明らかにしたのか　登尾　章　2

「秩序」は企業を倫理的にするのか？―ドイツ・オルドヌンク倫理学 Ordnungsethik の学説研究から―　柴田　明　14

<第 33 回年次研究大会自由論題発表報告>

# ポパーは境界設定問題に答える事で何を明らかにしたのか

登尾　章（國學院大學非常勤講師）

## 1.　ポパーは形而上学をどのように考えているか

私は、境界設定問題に答える事でポパーが何を明らかにしたのか、を考えたい。その問題へのポパーの解答自体は、反証可能性テーゼとして広く知られている。例えば手元の法哲学の教科書には、「K. R. ポパーは、論理実証主義者が、帰納原理を科学の方法として認めることに反対して、反証可能性を科学と非科学との境界を設定する基準として提唱した。」(平野・亀本・服部 2002: 208)とある。類書におけるポパー理論の説明も、私の知る限りでは、概ねこのようなものである。そして私は、このような説明は適切だと考えており、喜んで賛成する。しかしその一方で、この解答で科学と非科学との間に境界線を引く事によって何が明らかになったのか、という点については、明確に説明されることがあまり無いように思う。

さて、私はこの問に対して、境界設定問題を解く事によってポパーが明らかにした事は、反証可能性テーゼによる境界線よりも明晰さ基準による境界線の方が重要だという事であった、と答えたい。すなわち、境界設定問題への取組みとその解答たる反証可能性テーゼとが無ければ、明晰さ基準による境界線の重要性が明らかになる事は決してなかったという意味においてのみ、それらは重要だと言えるのである。この結論は逆説的に聞こえるかもしれないが、決してそうではない。なぜなら彼は、「理論が非科学的、あるいは（よく言うように）「形而上学的」であるとわかったとしても、それによって、理論が重要でないとか、とるに足りないとか、「無意味」であるとか、「ナンセンス」であるとか判定されるとは思いません。」(ポパー 1974a: 12)と述べるからである。ここから分かる通り、ポパーにとっての境界設定問題は、端的に科学と形而上学の境界線の問題であって、その境界線は、重要性等の境界線とは無関係なのである。彼のこのような発想は、境界設定問題に取組む哲学者が一般に、両者の境界線が同一である事を前提とし、寧ろ重要性の境界線を示す事を目的として科学と形而上学の境界線を示そうとしている事と、好対照をなす。しかしそれでも、ポパーの立場が論理的には何ら問題ないものである、という事は少なくとも言える。なぜなら、ポパーが科学的な理論に対して完全に肯定的な評価を与えているという事実から、彼が形而上学的な理論を否定するはずだという結論を導く論理的必然性はない、のであるから。例えば、スラッシュメタルをこよなく愛する人はそれ以外のジャンルの音楽が嫌いである、とする論理的必然性がないのと、同様である。

さて以上の主張に対しては、次のような反論が想定される。すなわち、その立場が論理的に可能である事を示しても、ポパーがどれくらい本気でその立場を採用しているのかを示した事にはならない、というものである。この反論は、上のポパーからの引用は飽くまでも論理的可能性を示唆するための発言であって、実際にはポパーも多かれ少なかれその二つの境界線が一致するかのように考え

ているに違いない、とするものであり、傾聴に値する。

そこで私は、この反論に答えて、これは論理的な示唆などではなく、ポパーは実際に形而上学を重要視している、と言いたい。そのように言える理由の簡単な例示は、彼が三世界論を展開している事である。今回の日本ポパー哲学研究会第 33 回年次研究大会の私の報告に対するコメントでも述べていたと思うが、嶋津格がさまざまな場面で指摘している通り、ポパーの三世界論自体が形而上学である事は、否定し得ない。そして、より直接的な理由として、ポパーが形而上学の重要性について述べた、次の発言を指摘したい。すなわち彼は、「科学ないし学問と形而上学とを区別することの主な任務は、形而上学をも自由にすることなのです。」(ポパー、ローレンツ 1986: 99)と述べる。それゆえポパーは、「学問に属していない事柄は、話すのを禁ずるというのは笑止千万です。」(*ibid.*: 100)としてウィーン学派を否定するのである。同学派に対抗する彼の立場は、「形而上学的な理論は……試し得るもの、学問的に批判し得るもの」(*loc. cit.*)ではないこと「を一度はっきりと言ってしまえば、その上は形而上学のうちで、ありとあらゆることを議論するのも自由なのです。興味のない人は立ち去ればいい。それですべてです。禁止項目などは立てる必要がありません。」(*loc. cit.*)というものである。そして、ここで言われている形而上学の具体例を知るためには、次のやりとりが有益である。すなわち、1983 年当時のそれについてであるが、「ビッグバン宇宙論……は本来まだ理論ではなく、厳密に言えばまだ形而上学でしょうね？」(*ibid.*: 103)というクロイツァーの質問に対して、ポパーははっきりと「そうです。」(*loc. cit.*)と答えている。もう一つの形而上学の具体例としては、パルメニデスが挙げられている。パルメニデスに対する反駁がレウキッポスとデモクリトスの原子理論に通じた、という実例からポパーが導く結論は、「事情によっては形而上学的な理論も〔科学で：引用者補足〕取り上げられ、反駁され得るのです。しかしそういう理論の反駁は、その理論をまさに経験的なものとすることになります。」(*ibid.*: 108)というものである。この最後の引用には、科学と形而上学の関係についてのポパーの考え方が、よく表れている。すなわち、形而上学は、それの全てがとは言っていないが、科学になり得るのであり、科学は、全てのそれがとは言っていないが、形而上学に支えられている、というポパーの主張がここから読み取れる。科学と形而上学の二項対立に合わせて音楽には二つのジャンルしか無いと仮定した上で例えるならば、クラシックはスラッシュメタルになり得るしスラッシュメタルにはクラシックに支えられているものもある、という事である。

さて、以上の主張に対しては、次のような反論があるかも知れない。すなわち、形而上学に支えられた科学などという観念は、科学と形而上学の境界線を無意味化するものであり、ポパー解釈として到底受け入れられない、と。そもそもポパーは、科学における反証の役割を重要視するゆえに反証主義を唱えて、反証可能性テーゼを境界設定問題の解答としたのである。その境界線が重要性の境界線と一致しないと言うのみならず、この科学と形而上学の境界線そのものまで曖昧にするのなら、ポパーが一体何のために境界設定問題に取組んだのか説明出来ないではないか、とこの反論は述べる。これは大変重要な反論だと思うので、これを三つの問に分けて、以下で順番に答えてゆく事にする。一つ目の問は、ポパーは本当に、科学を、形而上学と連続的なものとして考えているのか、というものである。二つ目の問は、ポパーにおける科学を形而上学との境界が曖昧化されたものと見るこのような見方は、ポパーの反証主義と矛盾するゆえに不適切ではないか、というものである。三つ目の問は、ポパーが実際に、科学と形而上学の境界線は重要性の

境界線とは無関係だとする立場を採っているとするならば、彼にとっての重要性の境界線とは一体何であるか、というものである。私は以下で、この三つの問に順番に答える事を通して、ポパーが一体何のために境界設定問題に取組んだのか説明出来ないではないか、と主張するこの反論に応答したいと思う。そして、この反論に応答する事は、本論文の題名として掲げた問に答える事と同義である。

## 2. ポパーは科学をどのように考えているか

さてまず一つ目の、ポパーは本当に、科学を形而上学と連続的なものとして考えているのか、という問について考えたい。この問に対する私の答は、その通り、ポパーは科学が形而上学と連続していると考えており、形而上学との区別が曖昧なそういう科学をこそ、彼は擁護しているのである、である。そこで、このように言える理由を、三つに分けて説明する事にする。私がそう考える理由の一つ目は、ポパーの科学論が形而上学的基礎の上に成り立っているから、というものである。これを示すために、彼の科学論を見て行く事にする。ポパーの科学論は、実在論を採用する事から始まる。その際彼は、「実在論は証明可能でも反駁可能でもない」(ポパー 1974b: 45)のだから「私自身は実在論を「科学的」とではなく、むしろ「形而上学的」と呼んだ方がいいと思っている。」(*ibid.*: 49)として、自分は「形而上学的実在論者」(*loc. cit.*)である、という明確な立場表明を行う。そして、この形而上学的な実在論が、ポパーの真理を支えている。すなわち彼は、「真理は事実（または実在）との対応である、あるいはもっと正確にいうと、理論はそれが事実と対応する場合、その場合にのみ真である」(*ibid.*: 53)とする。そして、この真理が、ポパーの科学を支えている。すなわち彼は、「科学の目的は真理へのより良き近似またはより大きな真理らしさという意味における真理である」(*ibid.*: 68)とするのである。このような科学の説明から「形式論理学および（有限）算術」(*ibid.*: 88)が除外されている点は、注目に値する。しかし逆に言えば、この二つを除く、科学と呼ばれるものの大部分の営みが形而上学的実在論の上に成立している、と彼が主張している事が、以上の説明から明らかとなるのである。そして、このように、ポパーの科学論が形而上学的基礎の上に成り立っているゆえ、ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と言えるのである。言うなれば、極めて限られたいくつかを除く、ほぼ全てのスラッシュメタルは、クラシックを基礎としてその上に成立している事が示されたのである。

ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と言える理由の二つ目は、彼が、科学的な説明として目的論を、すなわち帰納主義者が形而上学の徴証と看做して攻撃する目的論的説明を、採用しているから、というものである。実は、今回の日本ポパー哲学研究会第 33 回年次研究大会における私の報告は、この点を例示するためのものであった、と今は考えている。重複を恐れずに述べると、私の報告は次のようなものであった。すなわち、「「定向進化」の説明を与える」(*ibid.*: 313)ためにポパーが「「発生的二元論」と呼んだ（そして「発生的多元論」と呼ばれるべきであった）」(*loc. cit.*)進化論は、進化を「目標指向的」(*ibid.*: 310)に捉える科学理論である。そして私は、このような発想が、ネオダーウィニズムを批判する構造主義生物学に受継がれている、と考えた。なぜなら、その代表的な主張者である池田清彦がネオダーウィニズムの問題点とするのは、それがダーウィンがラマルクから受継いだ要不要説を完全に否定して、進化の原資及び主因として「遺伝子の無方向的な突然変異と自然選択（および遺伝的浮動）」(池田 2013: 130)以外を認めない、という点だからである。私は報告当日には別の実例を紹介したが、このネ

オダーウィニズムのドグマに対抗するために池田が挙げる実例として、直接発生するカエルにおいても「初期発生のプログラムは大幅に変更されたにもかかわらず、成体の形という意味でのカエルのボディプランは変更されなかった」(*ibid.*: 164)というものを、ここで挙げておきたい。なぜなら池田は、この実例を評して、「これじゃまるで、アリストテレスの目的因みたいではないか。」(*loc. cit.*)と述べるからである。すなわち、これ以降は報告の後で考えた事を後付して述べるが、その著書(池田 2013)の第二章第一節をポパーの三世界論の説明にまるまる充てて、以降同章の議論を全てこの三世界論と紐付ける池田が、ネオダーウィニズムの中にポパーの言う帰納主義を見出している、と読む事は充分に可能である。そして、その帰納主義に対抗して、ポパーは目標指向的な進化論を提出し、池田は目的因を彷彿とさせる反証を挙げるのである。私がここで注目するのは、両者の対抗措置が、言葉は違えども要するに目的論的な、すなわち形而上学的な説明が科学にとっていかに有益であり得るかを一致して示している、という点である。そして、このように、ポパーが科学的な説明における目的論的要素を重視しているゆえ、ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と言えるのである。言うなれば、スラッシュメタルの楽曲構成をクラシックのそれから完全に転用してきて、そのようにして作曲したスラッシュメタルを我々の目の前で演奏するなら、それは我々に、両者が連続的である事を示している、という事である。

ところで、こういう私の説明に対しては、科学的な説明において目的論を重視する事がどうして帰納主義に対抗する事になるのか、という疑問が提示されるかもしれない。これに対する私の答は、目的論を形而上学的方法論と断じて科学から排除する事こそが帰納主義の主要なドグマだ、とポパーが考えているからだ、というものである。このように言える理由を示すために、ここで、ポパーのカント批評を参照しておきたい。すなわち彼は、「カントが、「我々の知性は、自然から法則を引出すのでなく、法則を自然に押しつけるのである」と言ったとき、彼は正しかったのです。しかし、この法則は必然的に真である、我々は必然的に自然に法則を押しつけることに成功する、と考えたことにおいて彼は誤っていたのです。」(ポパー 1974a: 24)と述べる。この発言から分かるのは、ポパーが、帰納主義を、反目的論と確実性探究の二大ドグマからなる立場だと捉えている、という事である。だからこそこの引用にある通り、カントが科学を目的論的に描いた点には肯定的評価を与えると同時に、その目的論的枠組みによっても科学の確実性が担保されるとした点には否定的評価を与えているのである。そして、前節冒頭の教科書からの引用でも言及されている帰納主義を、ポパーはこういう立場だと捉えているゆえ、目的論的な科学理論を提示する事が帰納主義を攻撃する事になるのであり、実際にそうしているのである。

さてそれでは、帰納主義のもうひとつのドグマ、すなわち科学は確実性探究の営みだと断じる点について、ポパーはどのような批判を展開するのであろうか。実は、この点を明らかにする事が、私が上記のように結論づけるもう一つの理由を明らかにする事になる。すなわち、ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と私が考える理由の三つ目は、彼が、帰納主義の主要ドグマである確実性を、科学から完全に排除しているから、というものである。この事を裏付けるために、帰納主義についてのポパーの説明を、もう少し見ておきたい。すなわち彼は、帰納主義は「知識は……われわれが吸収しとげた情報から成って」(ポパー 1974b: 73)おり、その「純粋な情報要素そのものは誤りをまぬかれているばかりでなく、あらゆる真理の基準であ」(*loc. cit.*)ると考えている、とする。そ

の上で、それにも関わらず我々が犯す「誤謬の源泉は、純粋または所与の情報要素へわれわれの主観を混入させることにある」(*loc. cit.*)のであって、「本質的に受動的に摂取された知識」(*loc. cit.*)は「確実性の基準をなす」(*loc. cit.*)と考えている、とする。そして、そのような「確実性の探究」(*ibid.*: 74)を科学の目的と考えるのが帰納主義である、とポパーは説明する。これに対抗してポパーが提示する科学の説明は、この帰納主義と悉く逆になっている。ポパーは知識を、上で見た通り、法則を自然に押し付ける事によって獲得される、能動的かつ目的論的なものとして、説明する。また、真理の基準が、形而上学的な実在論を前提とする事実と理論との対応として説明される事も、既に見た。これらと同様に、科学における確実性についても、ポパーは正反対の主張をする。すなわち彼は、「絶対に確実だとされる「所与」とか真なるデータという全物語りは、常識の一部ではあるが、誤った理論である。」(*ibid.*: 75)と述べる。そして、「真理の一般的判定基準は存在しえない」(*ibid.*: 56)以上「われわれは真理の追求者であるが、真理の所有者ではないのだ。」(*loc. cit.*)と結論づける。前と同じ箇所を再度引用して申し訳ないが、「科学の目的は真理へのより良き近似またはより大きな真理らしさという意味における真理である」(*ibid.*: 68)という、持ってまわった表現でポパーが科学の目的を説明する理由も、彼のこの確実性批判を踏まえて初めて理解可能となるのである。そして、このように、ポパーの科学からはこの確実性という要素が完全に排除されているゆえ、ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と言えるのである。例えば、スラッシュメタルをクラシックから分かつ判定基準が仮に激しさであると考えられていたとして、実は音量の大きさがそれと誤解されたに過ぎないのであってそもそも音楽に激しさなどあり得ない、とその基準を完全否定して見せる事は、それは我々に、スラッシュメタルとクラシックとの連続性を示しているのである。ポパーは科学を形而上学と連続的なものとして考えている、と私が考える三つの理由は、以上である。

### 3. ポパーは反証をどのように考えているか

それでは次に、二つ目の、ポパーにおける科学を形而上学との境界が曖昧化されたものと見る見方は、ポパーの反証主義と矛盾するのではないか、という問について考える事にする。この問に対する私の答は、そうではない、ポパーの反証主義は、形而上学との境界が曖昧な科学にこそ適合的な、そういう反証主義である、というものである。そこで、このように言える理由を、三つに分けて説明する事にする。私がそう考える理由の一つ目は、反証の射程が限定されているから、というものである。前節で見た通り、ポパーにおける科学の目的は、「真理らしさ」である。そして、この真理らしさの度合を、複数の科学理論の間で比べるために、反証が使われる。しかし、この反証による真理らしさの比較は、いつでも出来る事ではなくて、ある条件が整う事で初めて可能となる。すなわち、ポパーが述べるその条件とは、「理論 T1 と理論 T2 に関し、もし(a)両者の真理内容と偽内容が（またはそれらの測度が）比較可能で、かつ(b)T1 の真理内容が T2 のそれよりも少ないが、偽内容はそうではないか、あるいは(c)T1 の真理内容が T2 のそれよりも大きくなく、その偽内容がより大であれば、その場合にのみ、……T2 は真理により近いとわれわれはいう。」(*ibid.*: 62)というものである。このような条件を見て私が想起するのは、パレート理論である。周知の通り、この理論は、ある選択肢の代替として、他の誰の効用も一切減少させないまま誰かの効用を増大させる他の選択肢が存在する、というその理論にとって好都合な条件が整った時にのみ使用可能となり、当該選択肢をパレート改善可能だとして否定できるに過ぎないのであって、その条

件から外れる選択肢は全て、パレート最適だとして肯定する。そして、ポパーの条件(a)はパレート理論の選択肢間の代替可能性条件に、また、ポパーが(b)または(c)を条件とする点はパレート理論の「他の誰の効用も一切減少させないまま誰かの効用を増大させる」という条件に、それぞれ対応しているように私には見える。いづれにせよ、私がここで注目したいのは、ポパーが、反証を用いて行う複数の科学理論の間での真理らしさの比較が常に可能だ、などとは全く言っておらず、「もしわれわれが幸運ならば、時としてできる」(*ibid.*: 11)としか言っていない、という点である。これとは逆の、科学である以上その理論の間の優劣が常にはっきり言えるはずだとする想定は、それが前節で見た科学に確実性を帰す発想に基づいている以上、帰納主義者のそれであって、ポパーのそれではない。そして、ポパーが反証の射程をこのように限定しているゆえ、ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と言えるのである。例えるならば、スラッシュメタルに属する楽曲の間の優劣を判定する方法があると主張されてはいるが、よく見るとその主張は、それに属する任意の二曲の間の優劣をその方法によって判定する事がいつでも可能だなどとは言っていない、という事である。

ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と言える理由の二つ目は、反証の意義が限定されているから、というものである。今述べた通り、ポパーにおける反証の使用目的は、複数の科学理論の間の「真理らしさ」の比較である。そして、それらの理論の比較が運良くも可能で、そこに優劣がつけられた場合には、その事が「ある推測または仮説を他のものよりもひいきにし優先的に採用する純粋に合理的な論拠」(*ibid.*: 17)となるのである。ちなみに、この引用文中の「ある推測または仮説」が科学理論を指している事は、その直前の「すべてのわれわれの理論は憶測、推測、仮説にとどまる」(*loc. cit.*)という文言から明らかである。要するに彼は、反証によってつけられた優劣に従って科学理論を選択する事を、合理的という言葉で表現するのである。この引用は、科学における反証の重要な位置付けを示すものであり、これがポパーの中心的な主張である事は、疑いえない。しかし同時にここで注意しなければならないのは、この引用文中の「合理的」という言葉の意味である。すなわち彼が、「科学の何らかの結果を確実なものとして受け入れることは非合理的であろうが、実際的行動をしようとする場合には「それ以上に良い」ものは何もない」(*ibid.*: 33)という意味でこの合理的という言葉を使っているという事が、見落とされてはならないであろう。なぜなら、もし仮に、「確実な知にいたるために理性を正しく使用した結果としての」という文言と交換可能な、帰納主義的な意味でこの「合理的」という言葉を理解してしまうと、その事が、ポパー理論における反証の位置付けを誤解させる事にまで繋がってしまうからである。ここではっきり述べておきたいのであるが、私の理解するところでは、ポパー理論における反証は、証明ではない。なぜなら、証明は確実性を主張する営みと不可分であり、確実性は、前節で見た通り、ポパーがそれを帰納主義に帰して否定する二大ドグマの一つだからである。実際に彼は、「科学ではいかなる証明も（もちろん純粋数学や論理学は例外であるが）存在しない」(ポパー 1980b: 21)と述べている。それに加えて、そもそも理屈の上だけで考えても、反証を証明の一種だと捉えてしまうと、反証主義が何を言っているのかが分からなくなってしまう。仮に、反証が証明だとして反証主義の主張を繰り返すならば、例えば「私は服を着ている」という言明の証明は出来ないが「私は服を着ている」という言明の反証は証明出来る、という事になる。しかしこの後段は、「私は裸である」という言明の証明を行

なうのと同じ事なのだから、結局これは、言明の証明が可能だと述べているに等しい。だが、こういう稚拙な論理矛盾をポパーが犯しているのでは勿論なくて、反証を証明の一種だと捉えた私の仮定の方が間違っているのである。それでは反証とは何かというと、それは飽くまでも、出したり引っ込めたり出来る証拠の一種である。すなわち、ポパーの反証主義は、証明なき証拠の理論なのである。それゆえ私は、反証という言葉を反対証拠の略語として、すなわち証拠となる事実を指すものとしてのみ用い、反対証明という証明行為を匂わせる「反証する」というサ変名詞の使用はやめるべきだと提案したい。また、同じ理由から、反証可能性とではなく、反証提示可能性と呼ぶ事を提案したい。もちろんこれは、ポパーがどうでもいいと一蹴する言葉の問題であり、この点と、ポパー自身が反証するという言い回しを使っている点とにおいて、私の旗色は悪い。しかしそれでも、ポパーの「反証する」という表現には、証明するという行為は一切含意されておらず、前節で示した真理論に従って、ある理論と対応しない事実を提出する行為を、彼が「反証する」と表現している事は、明らかである。それゆえ、上の引用文に含まれているものから、日本ポパー哲学研究会の機関誌のタイトル『批判的合理主義研究』に含まれているものまで、およそポパーが合理的という言葉を使うのを見た時は、それがこういう意味での反証の多寡に従ってひいきの理論を選ぶ事を指しているに過ぎない、という事を忘れてはならないのである。そして、ポパーが反証の意義をこのように限定しているゆえ、ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と言えるのである。これを例えるならば、スラッシュメタルの楽曲の間の優劣を判定するある基準は、オムニバスのアルバム「スラッシュメタルベスト」に収録する曲を選ばねばならないといった場面においての、他の基準よりはましだと言える基準にすぎず、その基準に従ってある曲 A を別の曲 B よりひいきにする事が合理的だとは言えるものの、その基準は、曲 A が曲 B より優れているという事を何ら証明するものではない、という事である。

ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と言える理由の三つ目は、反証の効力が限定されているから、というものである。その事は、ポパーの次の発言に、はっきりと表れている。すなわちそれは、「もちろん人は理論を放棄する必要なんかけっしてないのです。実験結果がどう出ようとそれでもまだ……助けとなる仮説とかその他の手段の助けをかりて、自分の理論を救うことができるわけです。」(ポパー、ローレンツ 1986: 81)というものである。この発言から分かる通り、ポパーの反証主義は、ある理論に反証が提示されたという事実を、その理論を放棄すべきだという結論に結びつけるものではない。そして、なぜ彼がこの二つを切り離して考えるかというと、それは端的に、決定実験が誤り得るからである。この、提示された反証の地位の不確定性という問題は、嶋津が繰り返し指摘している点でもある。この点を、嶋津の言葉を借りて述べるならば、「ある仮説を反証するためには、……反証仮説、が必要である。」(嶋津 1991: 18)と同時に「当該仮説の反証の成否と反証仮説の験証の成否は同時に起こるのである。」(*ibid.*: 19)ゆえ、決定実験それ自体の決定性は否定されざるを得ない、という事になる。そしてポパーも、この点をはっきりと自覚していたようである。それゆえ彼は、初期の相対性理論に対してそれを否定する実験結果が提示された事例を挙げた上で、「アインシュタインの理論を否定するように見えた前述のカウフマンの実験のように、実験は間違って解釈されることがあるということを、けっして忘れないようにせよ」(ポパー、ローレンツ 1986: 86)という警句を述べるのである。その上で彼は、そこからさらに進ん

で、反証が提示された理論でもそれを放棄しなくてよいとだけはでなく、少々の反証が提示されたくらいで理論を捨ててはならないとまで、述べる。こういった主張の背後にあるのは、「誰かが理論を批判に対して防衛しなければならない。そうでなければ、その理論はいとも簡単に、そして科学の成長に寄与しうる前に、屈服してしまうであろう。」(ポパー 1974b: 38)という、科学全体の発展を見据えた視点なのである。このように、彼の立場はとても明確に表明されているにも関わらず、残念ながら、ポパーは反証された理論は即放棄せよと述べている、と誤解される事も多かったようである。ゼクスルからの、反証された理論を即放棄するという考え方には問題があるのではないか、という趣旨の質問に答えて、ポパーは、「言われたことはそのとおりです。私が反論したいのは、そんな素朴な反証の理論を、かつてこの私が立てたことがあるかということです。」(ポパー、ローレンツ 1986: 81)と少し喧嘩腰にも聞こえる応答をしている。しかしこの点には、これ以上深入りしないでおこう。彼の立場がこれほど明確に表明されている以上、それが誤解されることが多かったか少なかったかは、重要ではない。ポパーの洗練された反証主義においては、理論に対する反証の有無と理論の保持放棄の問題とが分けて考えられているのみならず、反証が提示された理論を防衛し続ける「ドグマ的態度の価値」(ポパー 1974b: 38)が積極的に評価されている、という点を確認しておけば充分である。そして、ポパーが反証の効力をこのように限定しているゆえ、ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と言えるのである。言わば、スラッシュメタルの楽曲の間の優劣を決めるある基準については、その基準に従って行われた判定の方が間違い得る事がもちろん想定されており、それゆえその基準は、その基準によって劣っていると判定された曲だから演奏すべきでないなどという結論がそこから導かれる事はなく、むしろその判定を無視してその曲を演奏し続ける事の重要性が説かれている、そういう基準なのである。ポパーの反証主義は形而上学との境界が曖昧な彼の科学像に適合している、と私が考える三つの理由は、以上である。

## 4. ポパーは明晰さをどのように考えているか

それでは次に、三つ目の、ポパーにとっての重要性の境界線とは一体何であるか、という問について考える事にする。この問に対する私の答は、それは明晰さという基準に基づく境界線である、というものである。そして、私がこう答える理由は、彼が次のように述べているからである。すなわちポパーは、「私は、明晰さは、それなしに批判的議論が不可能であるがゆえに、知的価値だと信じている。しかし、正確さまたは精密さがそれ自体において知的価値であるとは、私は信じない。」(*ibid.*: 69)と述べる。ところで、このような私の答と理由づけに対しては、新たな疑問が提示されるかもしれない。その問の一つ目は、その基準である明晰さはどのようにして得られるのか、そしてまた、正確さや精密さが否定的に扱われるのはなぜか、というものである。その問の二つ目は、その明晰さ基準による境界線はどこにどういう形で引かれるか、というものである。その問の三つ目は、この明晰さ基準による境界線が反証提示可能性基準による境界線よりも重要だと言えるのはなぜか、というものである。以下で、この三つの問に、順番に答えてゆくことにする。

さてまずは、一つ目の、重要性の境界の基準である明晰さはどのようにして得られるのか、そしてまた、正確さや精密さが否定的に扱われるのはなぜか、という問について考える事にする。この問に対する私の答は、明晰さは用語の意味の問題を軽視する事によって獲得され、正確さや精密さはそれが用語

の意味の問題を重視する事に繋がるゆえ否定的に扱われる、というものである。このように答える理由を示すために、ここで、ポパーによる定義主義批判、と私が勝手に呼んでいる議論を参照したい。そこで批判されているのは、ポパーが「アリストテレスの本質主義的定義の方法」(ポパー 1980b: 18)と呼ぶ立場である。この立場の特徴は、定義が「事物の本質あるいは本質的属性についての余すところのない記述」(*ibid.*: 19)を含むようになされるならば、それは基本前提すなわち「不可疑的に真であり何ら証明を要しない前提」(*ibid.*: 18)となるので、それに基づいて導出された結論は「完全で完璧な知識」(*ibid.*: 20)すなわちエピステーメーとなる、と考える点にある。それゆえ、被定義語を左辺と呼び定義子及びそこに含まれる定義語を右辺と呼んだ場合には、このような「〔定義の : 引用者補足〕本質主義的解釈は、定義を……左辺から右辺に読む」(*ibid.*:22)ことになる、とポパーは説明する。しかし、これとは反対に「現代科学においては定義が標準的に使用される時、……右辺から左辺へ読まれねばならないと言うことができる。」(*loc. cit.*)とポパーは指摘し、このような現代科学の立場を、彼は「定義の唯名論的解釈と呼」(*loc. cit.*)ぶ。そして、この右辺から左辺へ逆に読むとはつまり、「その用語の意味を決定するために定義を使用するのではなく、重宝で短いラベルを導入するためにのみそうする」(*ibid.*: 26)という発想を示している、と説明されるのである。さて、定義におけるこの両者の解釈の違いに起因して、両者の生み出す理論が正反対の性質を帯びる事は、想像に難くない。その対照性を強調するポパーは、「二〇世紀にもわたってその使用する用語の意味に苦悩してきた哲学が冗長さのみならず、驚くほどの不明瞭さと曖昧さに満ちている一方で、用語やその意味についてはほとんど苦悩せず、その代り事実について苦悩してきた物理学のような科学が非常な正確さを達成してきたという事実」(*loc. cit.*)をここで指摘するのである。ところでポパーによる以上の説明は、ドゥオーキンにおける意味論の毒牙の議論を私に思い起こさせる。彼によれば、その毒牙の餌食となった人は、「我々がお互いに有意義に議論できるのは、我々の主張がどのようなときに適正であるかを判断するために、我々のすべてが同一の規準を受け容れ、これに従っている場合であり、このような場合に限られる。」(ドゥウォーキン 1995: 79)とする謬見を持つに至る。これは私には、定義の本質主義的解釈から生じた見解としてポパーが批判する「もし正確でありたいとするなら「われわれはわれわれの用語を定義せねばならない」という極めて通俗的な学説」(ポパー 1980b: 23)の謬見と、同じものを指しているように見える。正直なところ、ここでドゥウォーキンがポパーに言及していない事が不思議ですらある。この点はさておき、ポパーが展開する定義主義批判がこのようなものであるゆえ、上述の通り、明晰さは用語の意味の問題を軽視する事によって獲得され、正確さや精密さはそれが用語の意味の問題を重視する事に繋がるゆえ否定的に扱われる、と言えるのである。ちなみに、私がここで定義主義と呼んでいる立場は勿論、「言語は定義の使用によっていっそう正確化するという偏見」(*ibid.*: 24)に基づく定義の本質主義的解釈の方である。しかし私のこの用語法に対しては、科学の方だって唯名論的にではあるが定義をしているのだから、それは誤解誘発的な用語法ではないか、という疑義が提出されるかもしれない。そこで、この疑義に対して簡単に答えておく事にする。私が定義の唯名論的解釈を定義主義と呼ばない理由は、ポパーの「科学では、本当に必要なすべての用語は無定義語であらねばならない、ということになる。」(*ibid.*: 26)という発言による。すなわち、定義の唯名論的解釈は、重要な部分では定義を放棄し、定義を行う場面でも意味の確定には無関心なのである。このような立

場は、もはや反定義主義と呼んだ方が分かりやすい、と私は思う。そこで以下では、用語の意味の問題を重視する定義の本質主義的解釈を定義主義と、用語の意味の問題を軽視する定義の唯名論的解釈を反定義主義と、それぞれ呼ぶ事にしたい。これはある種の定義行為ではあるが、右辺から左辺に読んで長い説明にラベルを貼っているだけの、すなわち反定義主義的定義を行っているだけなので、多分ポパーに叱られはしないだろう、と思う。

それでは次に、二つ目の、明晰さ基準による境界線はどこにどういう形で引かれるか、という問いについて考える事にする。この問に対する私の答は、形而上学の領域に、科学の領域を全て包含する形で引かれる、というものである。四角い紙の中央に円を書いて、その内側を科学外側を形而上学と考えている場合は、その円を完全に含むようにそれより大きな円を書いて形而上学の領域を二分すれば、それが明晰さ基準による境界線となる。私がこのように答える理由は、第一節で指摘した通り、ポパーが、パルメニデスを含むいくつかの形而上学理論の重要性を認めているから、というものである。更に言えば、この明晰さ基準による境界線は、科学と形而上学の間の境界線よりも、太く濃い線で描かれねばならない。なぜなら、前者の境界線は、先ほど見た通り、極めて明瞭にその両側を区別するからである。すなわち、左辺から右辺へと読む事と右辺から左辺へと読む事との間には、いかなる中間形態も曖昧さも残されていない。そして、それに対して後者、すなわち科学と形而上学の間の境界線は、前節までで見てきた通り、かなり曖昧なものとして捉えられているからである。さて、私の考える、明晰さ基準による境界線の位置や形についての説明は以上である。しかしここで、簡単な補足説明をしておきたい。すなわち、ポパーが挙げている思想家のうちの何人かについて、その理論がそれぞれどの領域に属すると考えられているのかを、簡単に確認しておきたいと思う。なぜなら、その作業によって、本節で新たに導入された明晰さ基準による境界線の説明力を示す事が出来るからである。さて、今我々の前にある紙は、二重丸によって三つの領域に分割されている。そこでその各領域を、外側から順に、A 定義主義的形而上学、B 反定義主義的形而上学、C 科学、と呼ぶことにしたい。この時に A に入るのは、プラトン、アリストテレス、フィヒテ、ヘーゲル、フッサール、ヴィトゲンシュタインらである。この領域の思想家は、その理論の重要性が完全に否定されており、ポパーにとっての真の敵である。そして B には、パルメニデス、チャーチル、フロイト、アドラーらが入り、そしてマルクスも恐らくここに入る。この領域の思想家には、その理論の重要性が完全には否定されていないといった程度のものも、それの重要性が科学と同程度に一点の曇りもなく肯定されているものも、含まれている。ここで注意すべきは、本人がおとなしく B に留まっている限りにおいて、ポパーは彼らを敵視しない、という事である。ポパーが敵視するのは、C に密入国しようと企てる B の住人の一部、である。そして、そういう住人に対して彼が持ち出すのが、前節までで見てきた、いわゆる境界設定問題の解答としての反証提示可能性である事は、論を俟たない。ちなみに、A の住人が C に密入国する事も、彼は当然許さない。しかし、A の住人はどこにいようと敵視される以上これは、厳密に言うと、反証提示可能性基準の事案ではなくて、明晰さ基準の事案なのである。そして最後に C であるが、アインシュタインを始めとするいわゆる科学者達がここに入る事について、論じるべき事は何もないように思う。私が、明晰さ基準による境界線は、形而上学の領域に、科学の領域を全て包含する形で引かれる、と答える理由の説明は、以上である。

それでは最後に、三つ目の、この明晰さ基準による境界線が反証提示可能性基準によ

る境界線よりも重要だと言えるのはなぜか、という問について考える事にする。この問に対する私の答は、明晰さ基準による境界線は、それが同時に議論可能性の限界でもあるゆえ、反証提示可能性基準による境界線よりも重要だと言える、というものである。その理由を示すために、ポパーの次のような発言を挙げておきたい。すなわち彼は、『探究の論理』を書いていた「当時、私は誤って科学の限界を議論可能性の限界と同一視した。私はそのご考えを変え、テスト可能でない（つまり反駁不能な）形而上学的諸理論も合理的に議論可能でありうると論じた。」(ポパー 1974b: 49)と述べて、自分が意見を修正した事を、率直に認めているのである。ところで、この引用文には、議論可能性の限界を彼がどこまで広げたのかは書かれていない。しかしだからと言って、彼がその限界を放棄した、すなわちいかなる理論にも議論可能性があると考えるようになった、と解釈する事は出来ない。なぜなら、第一にもしそうだったら「テスト可能でない（つまり反駁不能な）形而上学的諸理論も」とではなく「全ての形而上学的諸理論が」と書くはずだからであり、第二にその後の著作でも議論不可能な諸理論についてポパーが実際に批判を展開しているからであり、第三に議論不可能な理論が現実に存在しているからである。そうである以上、議論可能性の限界はどこかに、しかも科学の限界より外側のどこかに今でも存在していて、修正された後のポパー理論の中で、科学の限界よりも重要な役割を担っている、と結論づけざるを得ない。さてそれでは、その議論可能性の限界はどこにあるのか。ここで本節の一番最初の引用文に目を転じると、そこには、明晰さが知的価値だと言える理由は「それなしに批判的議論が不可能であるがゆえ」(*ibid.*: 69)だと、はっきり書いてあるのである。そうである以上、修正された後のポパー理論において、拡大していった議論可能性の限界が、それが明晰さ基準による境界線とピッタリ重なったところで止まった、という出来事があったと考えざるを得ない。そして、この引用文において科学の限界と呼ばれているものが、反証提示可能性基準による境界線を指している事は、明らかである。以上の考察を理由として、私は上で、明晰さ基準による境界線は、それが同時に議論可能性の限界でもあるゆえ、反証提示可能性基準による境界線よりも重要だと言える、と答えたのである。またこれは、私が第一節の冒頭で述べた本論文の結論、すなわち境界設定問題を解く事によってポパーが明らかにした事は、反証可能性テーゼによる境界線よりも明晰さ基準による境界線の方が重要だという事であった、という主張の理由づけにもなっている。更に言うと、その主張の後に私が述べた後者の前者に対する依存関係、すなわち境界設定問題への取組みとその解答たる反証可能性テーゼとが無ければ、明晰さ基準による境界線の重要性が明らかになる事は決してなかった、という関係も、以上の考察から導かれている。すなわち、先に科学の限界について熟慮していたがゆえ、それと議論可能性の限界との不一致に悩む事が可能となり、また議論可能性の限界をどう修正すべきかについての方向性も明確になった。そして、その方向性に従って議論可能性の限界を科学の限界の外側に向けて広げてみたからこそ、それが明晰さ基準による境界線と一致する事が明らかになった、という事である。これを例えるならば、スラッシュメタルとクラシックの間の境界線は大して重要ではなく、クラシックの領域にスラッシュメタル全体を包含する形で引かれた、例えばリフが魅力的な楽曲という基準による境界線の方が圧倒的に重要なのであって、最初にスラッシュメタルとクラシックの間の境界線に拘ってみなかったとすればリフが魅力的な楽曲という基準による境界線の重要性に気づくことは決してなかったという意味においてのみ、スラッシュメタルとクラシックの間の境界線は重要だと

言える、という事になる。

【参考文献】

池田清彦（2013）『生物にとって時間とは何か』KADOKAWA<角川ソフィア文庫>。

嶋津格（1991）「進化論的認識論と非言語的要素」『Popper Letters』3 巻 2 号、日本ポパー哲学研究会。

ドゥウォーキン, R.（1995）『法の帝国』<1986>小林公訳、未来社。

平野仁彦・亀本洋・服部高宏（2002）『法哲学』有斐閣。

ポパー, K.（1974a）「科学――推測と論駁」<1963>『批判的合理主義』（現代思想第 6 巻）黒田東彦訳、ダイヤモンド社。

――（1974b）『客観的知識』<1972>森博訳、木鐸社。

――（1980a）『開かれた社会とその敵（1）プラトンの呪文』<1945>小河原誠・内田詔夫訳、未来社。

――（1980b）『開かれた社会とその敵（2）予言の大潮――ヘーゲル、マルクスとその余波』<1945>小河原誠・内田詔夫訳、未来社。

ポパー, K.、ローレンツ, K.（1986）『未来は開かれている』<1985>辻理訳、思索社。

# 「秩序」は企業を倫理的にするのか？―ドイツ・オルドヌンク倫理学 Ordnungsethik の学説研究から―

柴田　明（慶應義塾大学）

【要約】
本稿では、ドイツの「経済と企業の倫理学」において、” Ordnung” (秩序)の観点から経済や企業において有効な倫理の提唱を精力的に行っている “Ordnungsethik”（オルドヌンク倫理学）の企業倫理としての理論的可能性を、彼らの学説を総体的に取り上げることで明らかにする。具体的には、まず彼らの学説の基本発想を明らかにした上で、方法論、理論、実践という 3 つの観点から、創設者ホーマンの主張から、弟子達の新しい見解への理論的発展をたどることで、彼らの学説の主張内容だけでなく、その哲学的、方法論的基礎や、理論的展開の変遷、さらに企業倫理実践の可能性までを検討し、オルドヌンク倫理学の企業倫理としての可能性と限界を相対的に探る。

【キーワード】
企業倫理、ドイツの「経済と企業の倫理学」、経済人仮説、制度、ルール、秩序、ダイアログ

## 1. はじめに

企業倫理が叫ばれて久しい。企業倫理はこれまで、倫理学や経営学というフィールドにおいて、理論研究から実証研究まで様々な議論が展開されてきた。

しかしながら、前者の倫理学的な研究は、規範倫理学説に基づいて、何が倫理的なのかという倫理の内容の研究、あるいは経営者や従業員個人の内面の倫理（個人倫理）に焦点を当てた研究が中心であり、経営の実践と乖離する傾向があるなど、実際の企業経営への実践的応用可能性という点で限界があった。また後者の経営学的な研究は、もっぱら企業倫理の実態や実践、実証に焦点を当てており、企業倫理活動と業績との関係の検証をはじめとして様々な研究が進められているが、そこではどうすれば不祥事を抑制できるのか、あるいは企業倫理とは何かという点に関する言及は少なかった。

以上の問題意識から、本稿ではドイツの「経済と企業の倫理学(Wirtschafts- und Unternehmensethik)」において精力的に議論を展開する「オルドヌンク倫理学(Ordnungsethik) 」に注目したい。
オルドヌンク倫理学は、経済学的な考え方や方法に基づき、個人や企業のインセンティブに考慮した「秩序」のレベルでの倫理の実行を考慮することで、上記の問題意識を克服できる企業倫理を展開している。

また彼らのアプローチは、方法論の面でも従来の企業倫理とは異なり、ポパー(K.R.Popper)の「合理性原理」やルーマン(N.Luhmann)の「社会構造とゼマンティク」への言及が見られるなど、特徴的な理論構造を持っていると言える。

本稿では、このような特徴を持つオルドヌンク倫理学による企業倫理学説を、方法論・理論・実践という 3 つの観点から総体的にとらえることで、企業倫理としての可能性と限界を探る。具体的には、まず第 2 節でオルドヌンク倫理学の基本的な考え方を確認する。続く 3 節では、オルドヌンク倫理学の方法論的側面について、哲学的基礎、方法論的基礎、社会理論的基礎という 3 つの観点から明らかにする。4 節では、オルドヌンク倫理学の企業倫理の理論について、初期のホーマン(K.Homann)の学説から、弟子のズーハネク(A.Suchanek)、ピーズ(I.Pies)らの新しい展開まで検討し、その特徴を明らかにする。5 節では、オルドヌンク倫理学の理論的特徴を踏まえた企業倫理実践の可能性を、いくつかの側面から検討する。最後の 6 節では、結論に代える「ディスカッション」として、オルド

ヌンク倫理学の限界について、「合理性」に関する近年の新しい見方から検討する。

## 2. オルドヌンク倫理学の基本的な考え方

上述の通り、オルドヌンク倫理学は、ドイツの「経済と企業の倫理学」における代表的なアプローチであり、ホーマンを嚆矢とし、弟子のズーハネク、ピーズ、リュトゲ(C.Lütge)らによって強力に展開されている学説である。初期のホーマンの段階では、ドイツ国内でドイツ語による理論中心の研究活動が展開されていたが、弟子、さらにその弟子の世代となり、英語での研究成果の発表、あるいは実証的な研究へと発展している。

彼らの（経済と企業における）倫理問題の出発点は、「ジレンマ構造(Dilemmastruktur)」である(Vgl. Homann/ Blome-Dress 1992)。これは、ゲーム理論における「囚人のジレンマ」の考え方を倫理の文脈に適用し、各経済主体の合理的な行為が全体の倫理的状態をもたらすわけではないと想定するものである。すなわち、企業などの経済主体は、聖人君子であろうが極悪非道人であろうが、状況次第で自身の利益になるような合理的な行為、つまり反倫理的な行為をしてしまうのであり、その場合、たとえ企業に崇高な倫理規範を提示したとしても、競合相手と熾烈な競争を戦っている企業に対しては有効ではないだろう。とりわけ企業は、競合相手に搾取されないようにするための行動を取るインセンティブがあり、そのような場合には崇高な倫理規範は無残にも無視されてしまうのである。つまり、経済や企業の場面で個々の企業に倫理規範を提示する「個人倫理」のアプローチは無力なものとなってしまうのである。

彼らによれば、「市場経済におけるモラルの体系的な場はフレームワークにある(Der systematische Ort der Moral in einer Marktwirtschaft ist die Rahmenordnung)」(Homann / Blome-Dress 1992, S. 35)。ここで「フレームワーク」とは、制度やルールなどの「秩序(Ordung)」を指す。すなわち、彼らは「制度倫理」の立場に立つということであり、「ジレンマ構造」を解決することのできるルールや制度などの「秩序」を制定することこそが、経済と企業の倫理学の課題だということである。

彼らのアプローチの特徴は、「ジレンマ構造」の分析からわかるように、「経済学的な方法」に依拠するということである(Vgl. Homann / Blome-Dress 1992)。これは、具体的な経済学理論やゲーム理論のモデルを展開するというものではなく、個人のインセンティブに焦点を当て、インセンティブに合致した”Ordnung”を設定することを目指すというものである。彼らがこのような方法を採用するのは、彼らが倫理の「根拠づけ(Begründung)」を求めるのではなく、倫理の「実行(Implementieren)」を重視するからである。いくら倫理の究極的な基礎付けを求めても、それが人々によって実行されなければ意味がないのであり、彼らは経済学の「インセンティブ」を重視する考え方に沿って、人々が倫理的な行為を実施するように仕向ける「秩序」の構築に、彼らの「経済と企業の倫理学」の基礎を置くのである。

## 3. オルドヌンク倫理学の方法論的基礎

本節では、2 節で明らかにしたオルドヌンク倫理学の基本発想を支える方法論的な基礎について検討する。

まず彼らの議論の哲学的な基礎について見れば、リュトゲによれば、オルドヌンク倫理学は、メタ倫理学的には「自然主義を基礎とする倫理学(Ethik auf naturalistischer Basis)」(Lütge 2012, S.112)であり、規範倫理学的には「哲学的契約理論(philosophische Vertragstheorie)」(Lütge 2012, S. 89)である。経済学的な方法に依拠することからもわか

るとおり、彼らは自然科学の方法に基づいてモラルを議論できるとする立場に立ち 、また倫理学の諸アプローチの中では、ホッブス(T.Hobbes)、ルソー(J.-J. Rousseau)、ロールズ(J.Rowls)らの「契約論的アプローチ」に属する。

リュトゲによれば、契約論的アプローチには、例えばブキャナン(J.M.Buchanan)のような、「アクターの同意」にのみ契約論の根幹を置く Contractarianism と、ロールズやハーバマス(J.Habermas)のような、「アクターの同意」を超える、契約における道徳性にまで議論を広げる Contractualism の二種類があるが(Luetge 2016, p.3)、オルドヌンク倫理学はこのうち前者の Contractarianism に属する。リュトゲによれば、Contractarianism としての契約論的アプローチの背後には、ヒューム(D.Hume)、ゴティエ(D.Gauthier)、ビンモア(K.Binmore)といった哲学者がいるという。これらの哲学者はいずれも、個人の利己的な行動を前提とし、自身のインセンティブと合致するような社会契約を結ぶと想定して道徳や倫理を考えているのであり、Contractarianism の発想に合致する。逆にリュトゲは、ハーバマスやロールズらの Contractualism は、個人の利己的な行動を超えた道徳性を想定する「道徳的余剰(moralische Mehrwert; Moral Surplus)」を想定しているとして批判している(cf. Luetge 2015)。すなわち、オルドヌンク倫理学は個人の利己的な行動を超えた「道徳性」を想定するのではなく、個人の利益に合致するような行動を引き起こす「秩序」を設定するのである。そのような秩序は、経済学的用語法で言えば「パレート最適」「パレート効率性」(cf. Mukerji/Schmacher 2016)を目指すものである。これは、厳密に言えば、功利主義における「最大多数の最大幸福」とは異なり、関係者全員が合意し、納得できる状態を目指すものであると言える。

次に、オルドヌンク倫理学の方法論的基礎について見れば、とりわけ初期のホーマンの議論では、ポパーの「状況分析の方法」と「合理性原理」(cf. Popper 1950; Popper 1957; Popper 1967; 榊原 2009)に基づき、「経済人仮説(ホモ・エコノミクス)」の人間像を出発点として、きわめて合理的な人間が、それぞれの状況においてどのように振る舞うのか、そして「ジレンマ構造」において反倫理的な問題を引き起こすのであれば、どのような「秩序」が必要なのかを考えようとしている(Vgl. Homann 1994=2002; Homann 1997; Homann/Blome-Dress 1992; Suchanek 1993; Suchanek 1994)。

ここで彼らは、ポパーの「問題主義」(cf. Popper 1972)の観点から、問題解決に資する分析枠組みとして経済人仮説をとらえている。ここでの「経済人」とは、人間の実際の姿ではなく「虚構」の像である。一般的なイメージのように経済人はつねに利己的に振る舞うと想定するのではなく、「モラル中立的」な観点から、状況に応じて合理的に行動する「消極的な問題適応者(passive Problemanpasser)」(Haaker 2013, S. 158)であると想定するのである。つまり、分析において人間は状況に応じて合理的に振る舞うと想定して、人間にまつわる様々な複雑性をいったん脇に置き、反モラル的状況を抑制するための「秩序」の分析に集中した上で、その「秩序」が「経済人」の反倫理的な振る舞いを抑制できるのかということ、すなわち「秩序」が「ホモ・エコノミクス耐性」(Homann 1997, S. 21)を持つかどうかを検討するのが「経済と企業の倫理学」の課題だとされているのである。このような発想はまさにポパーの「状況分析の方法」や「合理性原理」の想定に合致するものである。

以上の通り、初期の議論では方法論的にきわめて合理主義的な想定が置かれていたが、近年の弟子達の議論においては、このような合理主義的な想定に変化が見られるようになる。とりわけ、オルドヌンク倫理学の派生

的アプローチである、ピーズらの「オルドノミクス(Ordonomik; Ordonomic Approach)」は、社会理論的な基礎として、ブキャナン(J.M.Buchanan)のような合理主義的な議論を挙げつつも、社会学者ルーマンの「社会構造とゼマンティク」も重要視している(Vgl. Beckmann 2010; Luhmann 1980)。ルーマンはシステム理論の観点から社会の一般理論の構築を目指したが、彼によれば、社会構造は環節的分化、階層的分化、機能的分化へと変化してきたという。環節的分化は地縁などが重視された社会であり、階層的分化は上下関係によって社会を規定するものである。一方、現代社会を特徴づける「機能的分化」の社会では、法、経済、教育、芸術…といった様々な機能的サブシステムが独自の二元コードを用いて自己言及的なオートポイエーシスシステムとして「作動」している(Vgl. Luhmann 1984)。また、そのような社会構造は「ゼマンティク(Semantik)」と相互作用することで動いているというのがルーマンの「社会構造とゼマンティク」の要点である。

ホーマンの弟子であるズーハネクやピーズは、人間の合理的選択を出発点としつつ、そこからルールのレベル（ゲームのルール、メタゲーム）、そしてそのルールに影響を与えるディスコースのレベル（ゲームの理解、メタ・メタゲーム）という三元論的モデルを考える(cf. Pies et al. 2009; Vgl. Suchanek 2015)（図 1、図 2 参照)。

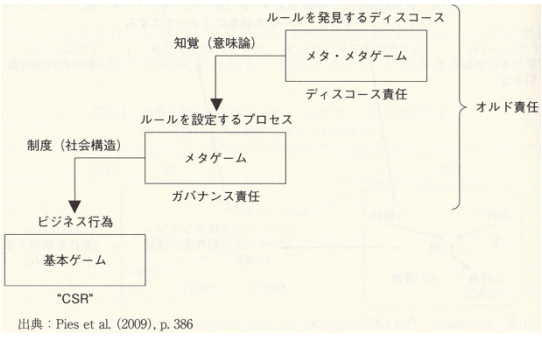


図 1：オルドノミクスによる 3 つの社会的アリーナ

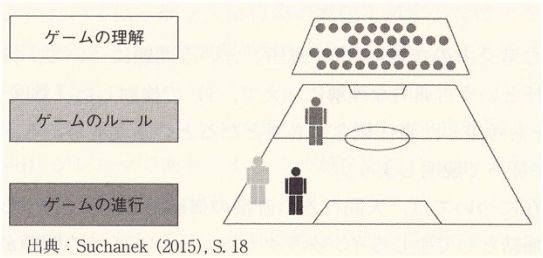


図 2：ズーハネクによるゲームの進行、ゲームのルール、ゲームの理解

ホーマンの議論では、企業などの個々の行為を、そのメタレベルであるルールによって制御し、ジレンマ構造を解決するという二元論的な議論が展開されていた。しかし、ズーハネクにあっては、さらにその上位に「ゲームの理解(Spielverständnis)」、ピーズらにあっては「メタ・メタゲーム(Meta-Meta Game)」という概念が提示されている。この 2 つの概念は詳細には違いがあるものの、全体として、ルールを規定する、意味や文脈のレベルであり、ディスコースのレベルだと規定されている。彼らによれば、ルールは真空の中に単体で存在し、普遍的に機能するのではなく、その時々の意味や文脈に規定されて機能するものである。よって、ルールを重視するオルドヌンク倫理学において、ルールに影響を与える意味や文脈のレベルの議論は避けることができないと思われる。

とりわけピーズらは、この 3 レベルのモデルを「責任」という観点から解釈する。個々の企業の行為を表す「ゲーム」のレベルにおいては「行為責任」が求められ、行為を規定するルールを対象とする「メタゲーム」においては「ガバナンス責任」が求められる。そして、意味や文脈のレベルを表す「メタ・メタゲーム」においては、「ディスコース責任」を果たすべきであるとされている。このように三元論的モデルから「責任」を考えることで、彼らは経済と企業の倫理問題を多層的に考えようとしているのである。

ただし、このような概念的拡張は、初期のホーマンの議論における合理主義的な想定

とは乖離するものであり、理論的変容をもたらしていると言える。

## 4. オルドヌンク倫理学の理論的主張

3 節の方法論的議論を踏まえて、本節ではオルドヌンク倫理学の理論的主張を見ていく。

最初に初期のホーマンの主張を見れば、彼らの企業倫理は「経済倫理に基礎付けられた企業倫理」(Homann/Blome-Dress 1992)であり、2 節で見た「ジレンマ構造」に関する経済倫理の議論を出版点とする。

「ジレンマ構造」は「秩序」のレベルで解決されるということが彼らの「経済倫理」の主張であったが、しかし彼らによれば、「秩序」による解決は決して完全なものではない。その時、企業がその不完全性を補完する役割を持つとされる。すなわち、企業は「秩序」に服する存在であるのみでなく、それに影響を及ぼしたり改革したりできる存在であり、企業倫理活動を行うことで秩序の不備を補い、社会の厚生を高めることができるのである。そこで企業倫理は、そのような行為を実行するという「行為倫理」としてとらえられ、そのような活動は「秩序」の不備を補うことを意味する「企業の政治的エンゲージメント(das politische Engagement)」(Homann / Blome-Dress 1992, S.122)だとされている。

ホーマンによれば、そのような「企業の政治的エンゲージメント」には、①競争戦略と②既存のフレームワークの変更の 2 種類がある。前者は市場競争のロジックに従いながら道徳的な活動を行うものであり、「個別的セルフ・コミットメント」である。例えば企業が環境フレンドリーな製品を市場のロジックに沿った形で販売すること、あるいは各企業が個別に倫理綱領を提示することなどが該当する。後者は「秩序政策的戦略(ordnungspolitische Strategie)」と呼ばれ、現状の「フレームワークの欠陥を補う」企業の「政治的行為」(Homann / Blome-Dress 1992, S. 138)だとされる。これは、既存のルールの変更を働きかけるとか、企業全体を縛るといった、「集合的セルフ・コミットメント」をより有効に機能させるように企業が政治的に動く行為のことであり、例えば企業が業界コーデックスの制定に自発的に動き出すなどが考えられる。

以上の「企業の政治的エンゲージメント」について、ホーマンによれば、市場経済において利益とモラルがコンフリクトを起こしていない場合は①競争戦略が望ましい。他方、コンフリクト関係にある場合には、①か②既存のフレームワークの変更が望ましいという。とりわけ、以下の図 3 における、企業がその行動を行えばモラル的には承認されるが、それが必ずしも利益に結びつかないという「経済的コンフリクト」のケースでは、「ジレンマ構造」の存在により、企業が個別に行う個別的セルフ・コミットメントが機能しないので、「秩序政策的戦略」によってフレームワークの変更に訴えるしかないのである（図 4 におけるⅢ)。

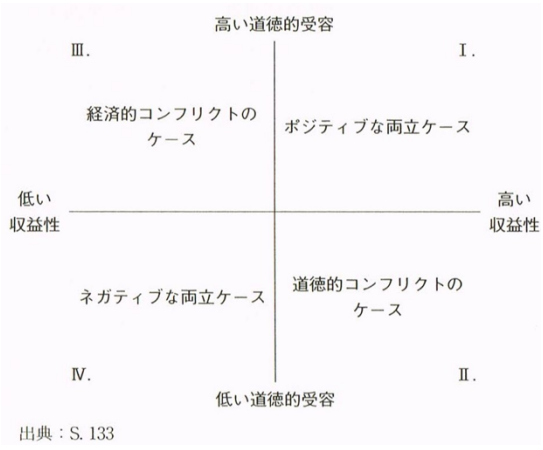


図 3：モラルと利潤の緊張領域における企業行為(Homann / Blome-Dress 1992, S. 133.)

| 収益性 / 道徳的受容 | 低い | 高い |
|---|---|---|
| 高い | Ⅲ. 秩序政策的戦略 | Ⅰ. 競争戦略 |
| 低い | Ⅳ. 市場退出戦略 | Ⅱ. 競争戦略 and/or 秩序政策的戦略 |

出典：S. 141

図 4：市場経済における企業倫理戦略 (Homann / Blome-Dress 1992, S. 141.)

このような初期のホーマンの企業倫理の主張から見て、近年の弟子達の主張には変化が見られる。例えばズーハネクは「信頼への投資」としての企業倫理を提唱している(Vgl. Suchanek 2015)。ズーハネクは、従来の企業倫理においては、倫理の規範的内容の基礎付けのみが重視され、規範的理念から直接倫理的要請を導き出すという「規範主義的誤謬」に陥っていると批判し、規範的内容を実施する際の「経験的条件」の重要性を考慮し、倫理的提言として「お互いのメリットのための社会的協力の条件に投資せよ！」(Suchanek 2015, S. 17)を提示する。

その「社会的協力の条件」としてズーハネクが重視するのが「信頼」である。「信頼」は、「ジレンマ構造」において、相手から搾取されないだろうという信念を持たせるものであり、信頼があることで協調利益が得られるのである。例えば企業は、「レピュテーション」や「インテグリティ」などの「信頼」をもたらすような「資産」に積極的に「投資」することで、ステイクホルダーとの協調による利益を獲得すべきである。

ズーハネクによれば、「信頼」は、「信頼する側」と「信頼される側」の関係の中で生じる。ここでは、エージェンシー理論におけるプリンシパルとエージェントからなる「エージェンシー関係」のように、つねに「信頼される側」による裏切りの可能性があるが、信頼関係が持続することに資するような「資産」に「投資」することで、疑心暗鬼からなる搾取や裏切りを避け、協調利益を獲得すべきなのである。

ただしズーハネクによれば、「信頼への投資」は、第三者の利害を損なうものであってはならない。つまり、「信頼する側」と「信頼される側」の間に「信頼」が成立していても、両者の行為が第三者の利益を侵害することはあってはならないのである。そこでズーハネクは、「中立的な観察者(der Unparteiische Betrachter)」(Vgl. Suchanek 2015, Kapitel 7)という概念を持ちだし、中立的な視点から、「信頼する側」と「信頼される側」の「重要な不一致を避けること」(Ebenda, Kapitel 13)が必要だとしている。

そしてズーハネクによれば、企業は「コーポラティブ・アクター(der korporative Akteuer)」であり、「意図」「徳」「促進的な制度構造」などの点から「信頼」に投資するべきであるとされている(Ebenda)。

また先に取り上げたピーズらの「オルドノミクス」における企業倫理の主張として、例えば「ニューガバナンス」と「企業市民」の議論がある(Pies et al. 2009; Pies et al. 2011b)。

これは、ホーマンの「企業の政治的エンゲージメント」の議論を発展させたものであり、企業がどのように政治的に関わるのかについて、「モラル・コミットメントのための概念フレームワーク」を提示している(図 5 参照)。ここでは、ジレンマ構造の観点から、個々の企業が自発的に自らを縛るか、企業を集合的に縛るのかという観点、そして企業自身を縛るか、企業のステイクホルダーを縛るかという観点から、「集合的セルフ・コミットメントのためのサービス」、「個別的セルフ・コミットメントのためのサービス」、「個別的セルフ・コミットメント」、「集合的セルフ・コミットメント」を区別し、企業の政治的エンゲージメントを理論的に区別している。

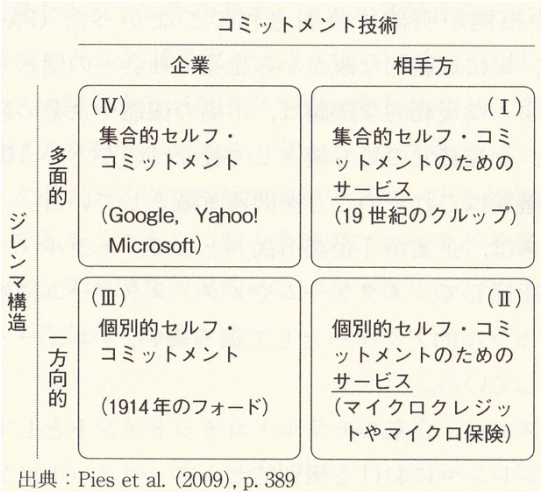


図 5：モラル・コミットメントのための概念フレームワーク

また彼らは、経営者の倫理的行為について、「経営者能力・経営者教育」の観点から議論する。彼らによれば、経営者は最適化能力、ガバナンス能力、方向づけ能力、感受能力、コミュニケーション能力という 5 つの能力(Pies et al. 2010)、あるいは社会構造的コンピテンス(sozialstrukturelle Kompetenzen)と意味論的コンピテンス(semantische Kompetenzen)(Pies/Beckmann/Hielscher 2011a)という 2 つの能力を持つべきである。これらが意味するのは、経営者には、個人的な行為能力、そしてガバナンスなどのルール設定に関する能力のみでなく、「メタ・メタゲーム」におけるディスコースに関わる能力も必要だということである。すなわち、経営者は、ステイクホルダーの意味を踏まえた「翻訳」ができなければならないのである。

以上、オルドヌンク倫理学の企業倫理に関する理論的主張を検討してきた。3 節の方法論的検討で明らかにされた方法論的変容に呼応して、理論的展開においても、初期のホーマンの議論が行為とルールの二元論の観点から議論されているのに対し、ズーハネクやピーズの見解は、そのような二元論を超え、ディスコースのレベルにまで踏みこんでいることが明らかとなった。

## 5. オルドヌンク倫理学の実践的解釈

これまで見てきたオルドヌンク倫理学の主張を踏まえて、本節では彼らの議論がどのような実践的応用可能性を持っているのかについて検討したい。

まず、ズーハネクの言う「信頼への投資」は、エージェンシー理論におけるエージェンシー関係に類推されるものであったが、エージェンシー理論の主張とは異なる側面を持っていた。この観点から、エージェンシー理論と同様にコーポレートガバナンスの議論を見てみるならば、まず、「信頼される側」としての企業や経営者が、「信頼する側」である株主やその他のステイクホルダーからの信頼期待に応え、第三者の正当な信頼期待を裏切るという「重要な不一致」を避けるような「信頼」に投資することが重要であると言える。例えば、近年多くの企業で設置されている社外取締役について、彼らが取締役であると同時に外部の立場でもあるということから、「中立的な観察者」の立場になり得ることを鑑みて、彼らに対して適切な経済倫理・企業倫理教育を行うことで、社外取締役に「第三者の正当な信頼期待を裏切らない」ような監督を求めることは効果的であると考えられる。またズーハネクにおいても「ゲームの理解」の重要性が指摘されており、その意味で、企業がステイクホルダーとのダイアログを促進すること、すなわち、企業の「徳」の構築という観点から、ダイアログによりステイクホルダーの「ゲームの理解」を把握すること、あるいは企業の責任のみでなく、ステイクホルダーの責任についても議論する(Vgl. Suchanek 2015, S. 320-323)などの方法が挙げられるだろう。

また、ピーズらのオルドノミクスが主張する、企業の「オルド責任」（ガバナンス責任、ディスコース責任）については、企業がルールの形成や、ルールを浸透させるための啓蒙活動を行うことで、社会全体に Win-Win 状

態を作り出すことと言えるが、これに該当する企業の実践的な活動として、例えば「ロビイング活動」「ルールメイキング活動」「パブリックアフェアーズ」が挙げられる。

企業倫理に関わるロビイング活動としては、例えばダイキンが中国におけるエアコン省エネ規制の見直しを当局に働きかけ、エアコンの販売増につなげたことが挙げられる 。「ルールメイキング活動」とは、企業がルール形成主体に働きかけ、ルール制定に関与することであり、「パブリックアフェアーズ」とは、企業がルールの制定に積極的に関わったり、多様なステイクホルダーとの合意形成に向けて、多様なコミュニケーション方法で意思疎通や交渉を図る活動のことで、その方法としては例えばステイクホルダー・ダイアログ、フォーラム、公聴会、公開イベントなどが挙げられる。企業倫理に関わる「ルールメイキング活動」や「パブリックアフェアーズ」活動の例として、以下のような事例がある。

・フォルクスワーゲンは、ステイクホルダーとの対話を通じて得た問題意識から、メキシコのプエブラ市の工場から 50 キロ離れた水源の保全に取り組み始めた（國分ほか 2016, 117-118 ページ)。
・ウォルマートは CEO 直属で「コーポレート・アフェアーズ」という組織を設け、ルールメイキング戦略を担う部門や、最適なチャネルから的確なメッセージを発信して合意形成を促し、自社の立場や主張を効果的に打ち出すため広報機能を設置している（國分ほか 2016, 229 ページ以下)。
・資生堂は動物実験に反対する NGO を自社に招いて意見交換し、その結果を公開した(藤井 2012, 150 ページ以下）
・Google やメルカリ、LINE などの IT 企業が「公共政策部門」を立ち上げ、政策交渉や世論形成などに取り組んでいる（『広報会議』2014)
・Google の日本法人は、Amazon、DeNA、GREE ら IT 系企業と合同で AICJ(Asia Internet Coalition Japan : アジアインターネット日本連盟)を設立し、「インターネットにおける自由で公正な情報の流通」を目指し、そのような環境の発展を促すための政策提言を行っている（『広報会議』2014)。

これらの活動が意味するのは、企業あるいは経営者が、単なる自社の利益のためだけにルールに関わるのではなく、社会的な利益になるとともに、自社の利益になるような形でルールを制定する、あるいはルールが円滑に導入、遂行されるような啓蒙を行うということである。そのような活動がまさにオルドヌンク倫理学の言う「オルドヌンク」レベルでの倫理的な行為であるということだが、ただしこれは、経営者が独断的に社会の文化を創造したり直接改革したりするというわけではなく、自身の能力を駆使し、社会の問題を認識し、その解決のために、ルール形成やルール啓蒙のレベルできっかけを与え、方向づけるということを意味するのである。

これらの活動における「（ステイクホルダー・）ダイアログ」の事例として、ドイツの化学産業における社会パートナー（労使関係）のヴィッテンベルク・プロセスが注目に値する 。これは、労資関係という「社会パートナー」、すなわち使用者側のドイツ化学産業使用者連盟 (Bundesarbeitgeberverband Chemie: BAVC)と労働者側のドイツ鉱山業・化学・エネルギー産業労働組合 (Industriegewerkschaft Bergau Chemie Energie：IG BCE)によるダイアログであるが、特徴的なことは、このダイアログに、非営利組織のヴィッテンベルク・グローバル倫理センター (Wittenberg-Zentrum für Globale Ethik：WZGE)が関与し、オルドヌンク倫理学の理論的コンセプトに基づいて、関係構築を仲介したということである。

化学産業における労使関係は戦後から 70 年代まで良好ではない状態にあったが、その

後対立路線は修正され、80 年代以降は DGB（Deutscher Gewerkschaftsbund：ドイツ労働総同盟）の中でも穏健派であると見なされていた。

ヴィッテンベルク・グローバル倫理センターとは、「政治・経済・科学・協会や市民社会の個人や組織による、独立的、国際的で宗派を超えたイニシアチブ」であり、「一体となる世界社会の平和、正義、反映を持続的な形で促進すること」「将来の試練を成功裏に克服できるよう、科学的に基礎付けられ、そして実践に方向づけられた、管理や秩序の責任の倫理に取り組むこと」「倫理的な方向づけを仲介し、グローバルな社会において責任ある行為を促進すること」をめざす非営利団体である(センターHP より)。

ヴィッテンベルク・グローバル倫理センターは、「市場経済と企業の責任」「グローバルな協力」という 2 つの主要なプログラム領域を持っており、政治・経済・社会など様々な分野で責任を担う人たちとの会議、セミナー、ワークショップなどを通して、社会における道徳や倫理の意義、責任ある行為の実践などを考え、最終的に社会問題の解決に寄与することを目指している。

「ヴィッテンベルク・プロセス」においては、2008 年の共通の倫理コーデックス「社会的市場経済における責任ある行為のためのガイドライン」が制定され、「社会的市場経済」「持続可能性と化学産業の責任あるケア・イニシアティブ」「良き労働」「グローバルな公正」「人的資本」に関するワークショップから 5 つのテーゼが提示された。これらのワークショップにより、「ゲームの理解」「メタ・メタゲーム」のレベルでの共通理解の醸成がはかられ、相互に「信頼」できる基盤が作られたと言える。

## 6. ディスカッション：結論に代えて

以上、本稿では、ドイツの「経済と企業の倫理学」において、「秩序」に焦点を当てて議論を展開する「オルドヌンク倫理学」の企業倫理の主張について、方法論、理論、実践という 3 つの側面から総体的に検討してきた。最後に、結論に代えて、オルドヌンク倫理学の限界について、ディスカッションという形で検討したい。

まずオルドヌンク倫理学は、特に初期の議論では「経済人仮説」を想定していたように、人間の「合理性」を前提とした議論であった。しかし、近年様々な分野で、人間の合理性を否定する考え方が登場している。

とりわけ「制度」に関わる議論について見れば、例えばグァラ(F. Guala)は、「制度」は「合理的選択」の結果「均衡」したものなのかを問うており(Guala 2016)、アプリオリに「ルール」として存在するケースがあり得ることを示している。またヒース(J. Heath)は、制度は自己利益を追求する結果生じたのではなく、共同体の中で言語を通して生成された「社会規範」が合理性の根源となるとしている(Heath 2008)。さらにボウルズ(S. Bowles)は、「インセンティブ」が「社会的選好」を取り除き、反倫理的行為を誘発するケースもあるとしているし(Bowles 2016)、青木は、制度やルールは「共有認知」「共通知識」から生じ、多数の制度やルールは様々なドメインにおいて相互依存的に存在している（「制度補完性」を持つ）としている(Aoki 2010)。

また近年では、行動経済学などの実験的手法に基づき、個人は意図としては倫理的であろうとしても、行動として倫理を実現できないという「限定された倫理性」を前提として、非倫理的行動が起こるメカニズムを明らかにする「行動倫理学」(Bazerman / Tenbrunsel 2011)が企業倫理分野で注目を浴びている。このアプローチは、心理学的な知見に基づき、「内集団びいき」「日常的偏見」「自己中心主義のバイアス」などの人間固有の心理的性質に基づいて、これらを原因とす

る反倫理的行為を避けるための方法が考えられている。

オルドヌンク倫理学が、「モラル中立的」な「経済人」のような合理的な人間を想定して「秩序」の構築をめざすものであったのに対し、上に取り上げたアプローチのうち、例えば「社会規範」「共有認知」に注目するアプローチは、個々の人間を超えた上位概念において倫理を考えるものであったし、行動倫理学は、「限定された倫理性」を出発点とした、実験に基づく心理学的アプローチであり、人間心理に注目するアプローチであった。どちらのアプローチも、オルドヌンク倫理学のような「合理性」に基づくサンクションの議論を否定しているという点で、対立的なアプローチであると言える。

ここで、行動倫理学の想定については、ズーハネクらもオルドヌンク倫理学の補完的アプローチとなる可能性を持っていると主張する一方で(Suchanek 2005; Pies/Hielscher 2014; Niekamp 2014; Schreck 2016)、本稿で見てきたオルドヌンク倫理学の近年の新しい展開は、むしろ逆に「共有認知」された「社会規範」をより重視するようになっているといえる。その際、個々人の合理性と、「共有認知」あるいは「社会規範」はどのような関係にあるのか、あるいは社会規範や価値、意味や文脈が人間の「合理的選択」の結果であると言えるのかという問題について、オルドヌンク倫理学は一定の回答を出すべきであると考えられる。さらに、オルドヌンク倫理学の想定に従えば、経営者がルールの形成や啓蒙に関わるという主張は、きわめてテクノクラート的であるし、「個人倫理」的ですらあるとも言えるだろう。これらの問題点について、今後の検討が待たれるところである。

【参考文献】


欧文文献

Aoki, M. (2010), *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions.* New York, Oxford University Press.（谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性－集合認知・ガバナンス・制度』NTT 出版、2011 年。）

Bazerman, M.H. / Tenbrunsel, A.E. (2011), Blind Spots, *Why We Fail to Do What's Right and What to Do about It*, Princeton University Press.（池村千秋訳『倫理の死角―なぜ人と企業は判断を誤るのか』NTT 出版、2013 年。）

Beckmann, M (2010), *Orndungsverantwortung: Rational Choice als ordonomisches Forschungsprogramm*, Berlin.

Beckmann, M. / Pies, I. (2016), The Constitution of Responsibility: Toward an Ordonomic Framework for Interpreting (Corporate Social) Responsibility in Different Social Settings, in: Luetge, C. / Mukerji, N. (Ed.), *Order Ethics: An Ethical Framework for the Social Market Economy,* Spiringer International Publishing Switzerland, pp. 221-250.

Bowles, S. (2016), *The Moral Economy: Why Good Incentives Are No Substitute for Good Citizens,* Yale University Press.（植村博恭／磯谷明徳／遠山弘徳訳『モラル・エコノミー：インセンティブか善き市民か』NTT 出版、2017 年。）

Guala, F. (2016), *Understanding Institutions: The Science and Philosophy of Living Together*, Princeton and Oxford, Princeton University Press.（瀧澤弘和監訳・水野孝之訳『制度とは何か―社会科学のための制度論』慶應義塾大学出版会、2018 年。）

Haaker, A. (2013), Nun sag, Homo

oeconomicus, wie hast du's mit der Moral? Bestandsaufnahme und Grunddanken zur „moralisch-evolutionären" Fortentwicklung des ökonomischen Menschenbildes, in: *Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik*, 14/2 S..157-177.

Heath, J. (2008), *Following the Rules. Practical Reasoning and Deontic Constraint*. Oxford University Press.（瀧澤弘和訳『ルールに従う―社会科学の規範理論序説』NTT 出版 2013 年。）

Homann, K. (1994=2002), Homo oeconomicus und Dilemmastrukturen, in: Homann, K., *Vorteile und Anreize. Zur Grundlegung einer Ethik der Zukunft,* hrsg. von Christoph Lütge, Tübingen, S. 69-93.

Homann, K. (1997), Sinn und Grenze der ökonomischen Methode in der Wirtschaftsethik, in: Aufderheide, D. / Dabrowski, M. (Hrsg.), *Wirtschaftsethik und Moralökonomik. Normen, soziale Ordnung und der Beitrag der Ökonomik*, Berlin, S. 11-42.

Homann, K. / Blome-Drees, F. (1992), *Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Göttingen.

Luetge, C. (2015), *Order Ethics or Moral Surplus. What Holds a Society Together?* Lexington Books.

Luetge, C. (2016), Contractarian Foundations of Order Ethics, in: Luetge, C. / Mukerji, N. (Ed.), *Order Ethics: An Ethical Framework for the Social Market Economy,* Spiringer International Publishing Switzerland, pp. 3-17.

Luhmann, N. (1980), *Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur Wissenschaftssoziologie der modernen Gesellschaft*, Bd.1, Frankfurt am Main.（徳安彰訳『社会構造とゼマンティク 1』法政大学出版局、2011 年。）

Luhmann, N. (1984), *Soziale Systeme. Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt am Main.（馬場靖雄訳『社会システム―或る普遍的理論の要綱（上）（下）』勁草書房、2020 年。）

Lütge, C. (2012), *Wirtschaftsethik ohne Illusionen. Ordnungstheoretische Reflexionen*, Mohr Siebeck, Tübingen.

Lütge, C. (2014), *Ethik des Wettbewerbs. Über Konkurrenz und Moral*, München.（嶋津格訳『「競争」は社会の役に立つのか―競争の倫理入門』慶應義塾大学出版会、2020 年。）

Mukerji, N. / Schumacher, C. (2016), Order Ethics, Economics, and Game Theory, in: Luetge, C. / Mukerji, N. (Ed.), *Order Ethics: An Ethical Framework for the Social Market Economy,* Spiringer International Publishing Switzerland, pp. 93-107.

Niekamp, M (2014), Zum systematischen Verhältnis von Ordnungsethik und Verhaltensökonomik, in: *Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik*, 15/3, S. 335-350.

Pies, I. (2013). The Ordonomic Approach to Order Ethics, in: *Diskussionspapier Nr. 2013-20 des Lehrstuhls für Wirtschaftsethik an der Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg*, hrsg. von Ingo Pies, Halle 2013.

Pies, I. / Hielscher, S. (2014), Verhaltensökonomik versus Ordnungsethik? Zum moralischen Stellenwert von Dispositionen und Institutionen, in: *Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik*, 15.Jg., Heft 3, S.398-420.

Pies, I / Hielscher, S./ Beckmann, M (2009),

Moral Commitments and the Societal Role of Business: An Ordonomic Approach to Corporate Citizenship, in: *Business Ethics Quarterly* 19:3, pp. 375-401.

Pies, I. / Beckmann, M. / Hielscher, S. (2010), Value Creation, Management Competencies, and Global Corporate Citizenship: An Ordonomic Approach to Business Ethics in the Age of Globalization, in: *Journal of Business Ethics*, vol. 94, pp. 265–278.

Pies, I. / Beckmann, M. / Hielscher, S. (2011a), Was müssen Führungskräfte können? Zur ordonomischen Vermittlung strategischer Kompetenzen für Manager, in: *ZfB*, Special Issue 81, S. 15-38.

Pies, I. / Beckmann, M. / Hielscher, S. (2011b), Competitive Markets, Corporate Firms, and New Governance: An Ordonomic Conceptualization, in: Pies, I. / Koslowski, P. (ed.), *Corporate Citizenship and New Governance: The Political Role of Corporations*, Heidelberg / London / New York, pp. 171-188.

Popper K.R. (1950), *The Open Society and its Enemies*, Princeton.（内田詔夫／小河原誠訳『開かれた社会とその敵・第一部 プラトンの呪文／第二部　予言の大潮』未來社、1980 年。）

Popper, K.R. (1957), *The Poverty of Historicism*, London.（久野収／市井三郎訳『歴史主義の貧困――社会科学の方法と実践』中央公論新社，1961 年。）

Popper, K.R. (1967), La rationalite et le Statut du Principe de Rationalite, in: dans E. M Claassen (ed.), *Les Fondements Philosophiques des Systemes Economiques, Textes, de Jacques Rueff et essais rediges en son honneur* Paris, pp. 142-150.（水野博志訳「合理性と合理性の原理の規約」『福岡大学商学論叢』第 30 巻第 1 号、213-223 ページ。）

Schreck, P. (2016), Experimentelle Ethik. Eine kritische Analyse ihrer Relevanz für die Ordnungsethik, in: *Die Betriebswirtschaft,* 76. Jg. Heft 4, S. 303-323.

Suchanek, A. (1993), Der homo oeconomicus als Heuristik, in: *Diskussionsbeiträge der wirtschaftswissenschaftlichen Fakultät Ingolstadt der Katholischen Universität Eichstätt*, Nr. 38, S. 1-17.

Suchanek, A. (1994), Ökonomische Ansatz und theoretische Integration, Tübingen.

Suchanek, A. (2005), Die Relevanz der experimentellen Ökonomik für die Wirtschaftsethik, Korreferat zum Beitrag von Stephan Phanther, in: Beschorner, T. / Hollstein, B. / König, M. / Lee-Peuker, M. / Schumann, O.J. (Hrsg.), *Wirtschafts- und Unternehmensethik. Rückblick – Ausblick – Perspektiven, München und Mering*, S. 95-103.

Suchanek, A. (2015), *Unternehmensethik. In Vertrauen investieren*, Tübingen.（柴田明ほか訳『企業倫理：信頼に投資する』同文舘出版、2017 年。）

和文文献

國分俊史／福田峰之／角南篤編著 (2016),『世界市場で勝つルールメイキング戦略－技術で勝る日本企業がなぜ負けるのか』朝日新聞出版。

榊原研互 (2009),「経営学の方法論的基礎付け―批判的合理主義の適用可能性に関する一考察―」経営哲学学会編『経営哲学』第 6 巻 1 号、41-55 ページ。

柴田明 (2023),『秩序と企業倫理－ドイツ・

オルドヌンク倫理学 Ordnungsethik の学説研究ー』文眞堂。
奈良雅俊 (2018), 「実在論・認知主義」赤林朗／児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房。
藤井敏彦 (2012), 『競争戦略としてのグローバルルール』東洋経済新報社。

雑誌記事

「巻頭特集　パブリックアフェアーズ　社会の合意を得る方法」『広報会議』2014 年 2 月、26-49 ページ。

ウェブサイト

ドイツ化学産業使用者連盟 (Bundesarbeitgeberverband Chemie, BAVC)
https://www.bavc.de/ （最終アクセス 2023 年 10 月 23 日）
ドイツ鉱山業・化学・エネルギー産業労組 (Industriegewerkschaft Bergau Chemie Energie, IG BCE)
http://www.igbce.de/ （最終アクセス 2023 年 10 月 23 日）
ヴィッテンベルク・グローバル倫理センター (Wittenberg-Zentrum für Globere Ethik)
https://www.wcge.org/en/ （最終アクセス 2023 年 10 月 23 日）
化学産業の社会パートナーシップ (Chemie-Sozialpartner)
http://www.chemie-sozialpartner.de/wittenberg-prozess/ （最終アクセス 2016 年 9 月 6 日）(2023 年 10 月 23 日時点では閲覧不可)
化学産業の社会パートナー・アカデミー財団
http://www.cssa-wiesbaden.de/ （最終アクセス 2023 年 10 月 23 日）

報告当日にコメンテーターの渡部直樹先生やフロアの先生方から貴重なコメントを頂戴した。以下、資料や記憶をもとにコメント・質問と回答の概要を記すことにする。ただし、記憶に基づく記載のため、正確性に欠ける部分があることをあらかじめご了承いただきたい。

【質問】

オルドヌンク倫理学が、初期の経済人の強い合理性を想定している段階から、「共有認知」された「社会規範」をより重視するように変化しているが、この問題移動をどのように捉えるのか？経済人という強い合理性から、ニュートラルな状況分析で用いられる合理性原理の役割へと変わったと解釈できるか？オルドノミクスが個人の理念や価値規範を取り入れるようになったことはどのような新しい問題を孕むようになったのか？

【回答】

この問題移動は本報告の大きな核となる分析であるが、理論的には、初期の議論の問題点である「ルールの完全性」を克服するものであると解釈できる。すなわち、あらゆる状況で同じ行為に対しては同じルールが機能する、という問題である。しかし同じルールでも、意味や文化が異なる状況では機能するかどうかに違いが生じるだろう。典型的に言えば、日本とアメリカでは、同じルールでも、それが機能するかは他の要因も関係するだろう。このような理論的問題を解決するために、意味や文脈のレベルを考慮できるように問題移動が生じたものと思われる。また、理論外の要因としては、ズーハネクやピーズらが企業倫理の考察を深めていく過程で、ステイクホルダー・ダイアログなどの側面に関心を寄せ、その結果理論の変容をもたらした可能性がある。

人間観については、確かにそのように解釈できるかもしれない。初期のホーマンにおい

ては明らかに「経済人」を仮定しているが、ズーハネクやピーズらにおいては「経済人」という表現はされていない。ピーズらのオルドノミクスにおいては「合理的選択」が議論されており、合理的な人間観が前提とされているが、「経済人」と一致するものかどうかは検討の余地があるだろう。とりわけ、後期の価値規範を取り入れた議論において、「合理性原理」のもとでどのように議論できるのかが問題となるだろう。

【質問】

倫理的な状況とそうでない状況をどう分類・決定するのか？倫理的な状況かどうかの妥当な判定は可能なのか？関係者が限られた情報と認知能力で決められることになるのでは？

【回答】

指摘のとおり、囚人のジレンマの考えを倫理学に応用する際、当該プレイヤーのみでなく、第三者に対する影響をどう考えるのかという問題が生じる。ホーマンにおいては市場の倫理性を考えることでこの問題に対応しようとした節があるが、考察は不十分だったと言える。しかし、弟子のズーハネクによる「信頼への投資」の議論において、「信頼する側」と「信頼される側」の二者関係の考察において、第三者の利害が損なわれることがありうることを鑑みて、「中立的な観察者」という概念が導入されており、1 つの手がかりとなるかもしれない。また、「関係者の合意」というオルドヌンク倫理学の根本想定と、近年の議論における価値規範への注目は、関係者の限定的な能力の中で、倫理的状況を決定する、あるいは妥当と判定する１つのカギとなるかもしれない。

【質問】

良き秩序を作る主体は誰か？企業、経営者、業界団体…？大規模な変革には政府が関与することになるが、グローバル化した株式資本主義社会を考えると、もはや一国で変革することは難しいのではないか？

【回答】

秩序の形成と変革の主体は、契約論的に言えば、究極的には市民全体と言うことになるが、市民の合意に基づいて、政治的に決定され、国家的に実施されることになるだろう。その際、企業および経営者はその形成や変革の「補佐」のような役割を果たすというのがオルドヌンク倫理学の理論的想定である。指摘のとおり、グローバル化した社会においては世界全体の視点が必要となると思う。グローバル企業は、世界全体で秩序の変革に寄与できると想定されるが、オルドヌンク倫理学の理論的想定からどのように考えられるのか、今後と課題としたい。

【質問】

ロビイング活動におけるダイキンの事例は、ダイキンのみが当局と関係を持っており、その関係を活かして自身に有利な規制を構築できたとすればアンフェアではないか？

【回答】

そのように解釈できる部分もあると思う。また上の質問における第三者の利害の問題とも関わるだろう。オルドヌンク倫理学としては、いわば「経営者の倫理」として、「そのような特別な関係を自社の利益のみに使ってはならない」という提言ができるかもしれない。

編集後記

今回は 2023 年 8 月に行われた研究大会シンポジウム発表の完成稿を掲載しました。

研究会のホームページも随時更新されていきますので、またご確認いただければ幸いです。

本号についてのご意見等につきましては、編集委員（現在は、志村 昌司 shojishimura@gmail.com）までご連絡いただければ幸いです。

批判的合理主義研究（通巻 26 号）

2023 年 12 月発行

本誌は、『ポパーレター』（1989～2008,通巻 38 号）を改題し、継承したものです。

発行人 志村 昌司

編集・発行 日本ポパー哲学研究会事務局機関誌編集部

〒600-8018 京都府京都市下京区市之町251－2 壽ビルディング 2F

℡. 090-3842-9002

Email:shojishimura@gmail.com

入退会・名簿変更、会費徴収・会計管理に関しては、「日本ポパー哲学研究会事務局組織・会計部」にお願いいたします。

〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 中央大学大学院法務研究科 冨塚研究室 2826 号

tel. 03-5368-3661

fax. 03-5368-3630